



平成 29 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 岩井コスモホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 CEO 沖 津 嘉 昭
(コード番号：8707 東証第一部)

岩井コスモ証券株式会社 金融庁による業務改善命令について

本年 12 月 12 日に、当社の子会社である岩井コスモ証券株式会社の業務に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、同社に行政処分を行うよう勧告がなされておりましたが、本日、金融庁より業務改善命令を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

平成 29 年 12 月 19 日

各 位

岩井コスモ証券株式会社
代表取締役会長 CEO 沖津 嘉昭

金融庁による業務改善命令について

本年 12 月 12 日に、当社の業務に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に行政処分を行うよう勧告がなされておりましたが、本日、当社は、金融庁より以下の通り業務改善命令を受けました。

このたびの業務改善命令を厳粛かつ真摯に受け止めますとともに、お客様並びに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、今後、内部管理態勢の一層の強化に取り組み、役職員一同全力で再発の防止に努めて参る所存です。

記

【業務改善命令の内容】

- (1) 本件に関連する行為について、全容を解明した上で、その責任の所在を明確にするとともに、発生原因を特定すること。
- (2) 上記(1)により明らかとなった内容(関連する行為の全容、責任の所在及び発生原因)を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定し、これを確実に実施・定着させること。
- (3) 本件が関係者の法令等遵守意識が希薄な中で長期間にわたって行われたものであることに鑑み、遵守すべき法令等諸規則の意義や本質を改めて確認し、法令等遵守意識を根本的に改め、その上で、経営陣が率先して法令等遵守に取り組む姿勢を明確にし、全社的な法令等遵守意識及び健全な企業文化を構築するなど、経営管理態勢・内部管理態勢の抜本的な見直しを行うこと。
- (4) 役職員の法令等諸規則の理解及び遵守意識を徹底するための研修等を実施すること。
- (5) 上記(1)～(4)について、その実施状況を1か月以内に書面で報告すること。

本件に関するお問い合わせ先
岩井コスモ証券株式会社
経営管理部 TEL: 06-6229-0291

以 上